

「社会福祉法人志免町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規定」より抜粋

- ・第2条 この規定において、役員とは、理事及び監事をいう。
- ・第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおりの報酬を支給する。
 - (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。
- ・第4条 常勤役員等に対する報酬については、別表2に定める額を支給する。
 - 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

別表2 常勤役員等の報酬

- ・会長 月額 70,000円

「社会福祉法人志免町社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規定」より抜粋

- ・第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、費用を弁償する。
 - 2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。